

# 『津久見市文化財保存活用地域計画』作成事業について

市報7月号でお知らせしたとおり、津久見市では今年度から3年計画で「文化財保存活用地域計画」を作成することになりました。

今月は、この「文化財保存活用地域計画」とはどういった計画なのか、その目的や作成することによるメリットなどについて紹介します。

## 「文化財保存活用地域計画」とは？

「文化財保存活用地域計画」は、各市町村が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するアクションプランで、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画です。

地域に所在する未指定を含めた多様な文化財を、まちづくりに活用しながら、地域社会総がかりで、次世代に継承していくための計画であり、より充実した文化財の保存・活用を図るものです。

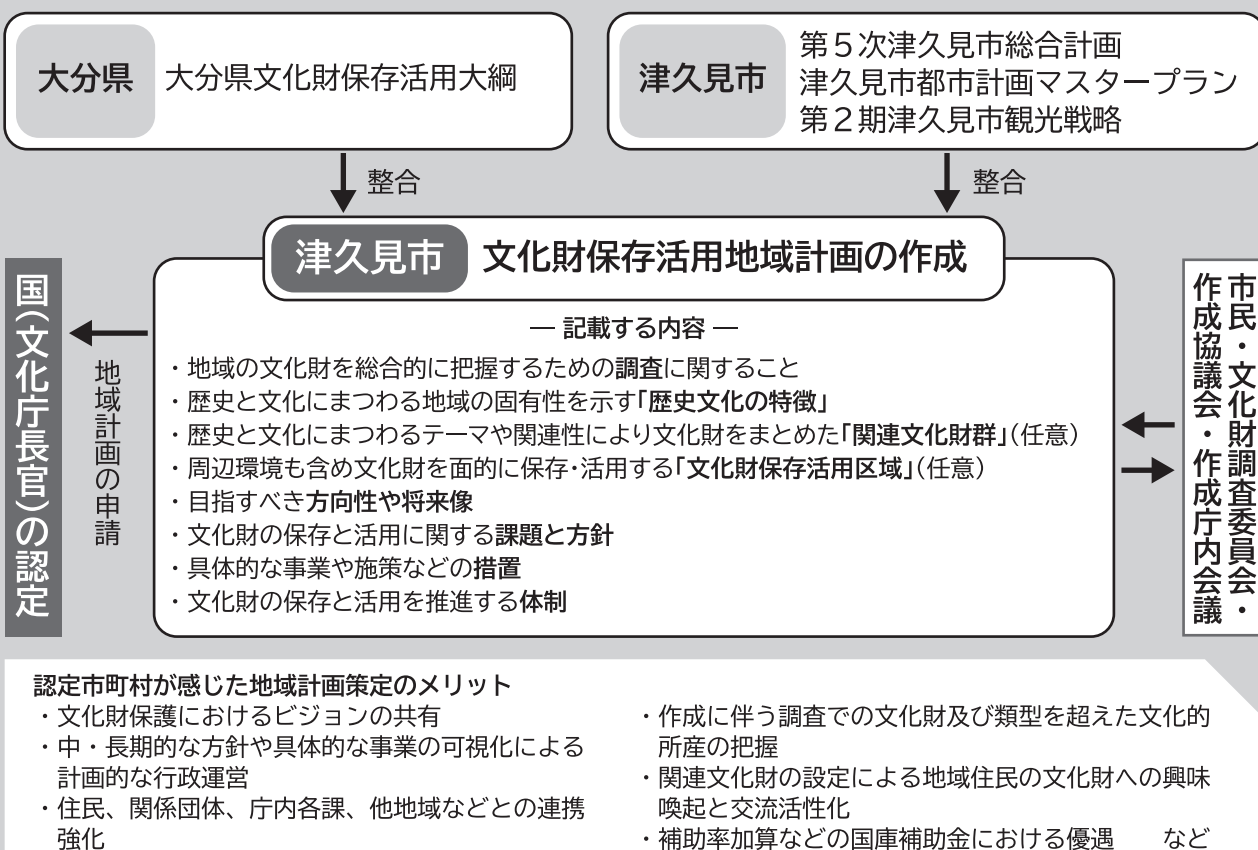
この計画の計画期間は、令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間としています。

## 計画作成の背景と目的

津久見市は、少子高齢化に伴い、人口の減少や過疎化の進行が大きな課題となっている中、保存・活用の担い手が減少し、継承が困難となっている文化財が市内各所で増えています。また、地域固有の歴史文化への関心の低下が顕著となっています。

『津久見市文化財保存活用地域計画』は、このような現状の中、市内に所在・分布する多種多様な文化財の適正な保存・活用を図り、確実に次世代へ継承するため、これまでの津久見市の取組を継続し発展させ、地域で育まれてきた固有の歴史文化や文化財そのものを活かしたまちづくりに取り組むためのものです。

## 『津久見市文化財保存活用地域計画』作成の流れ(令和5年度から令和7年度)



参考：文化庁作成パンフレット

『津久見市文化財保存活用地域計画』は、津久見の歴史を伝える文化財を「知る」「守る」「活かす」を基本として、関連する事業を実施することとしています。先人の残してくれた「地域のたからもの」を守り、これからのまちづくりに活かしていくことは、今に生きる私たちの努めです。皆さま方のご協力をお願いいたします。

事前確認で、市内には予想した以上に数多くの文化財が残っていることがわかってきました。8月下旬からは、市内各地区に残る文化財の現状確認や詳細調査を行うためお伺いすることとしています。どうぞご教示をお願いいたします。

津久見市教育委員会 生涯学習課(文化財保存活用地域計画) ☎0972-82-9528